

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4128001	処分名	職員団体の登録取消し、効力停止		
区分	不利益処分・法令	処分権者	公平委員会		
担当部署	部 総務部	課	公平委員会		
根拠規定	地方公務員法			第53条第6項	
基準規定	①	地方公務員法		第53条第2項, 第3項, 第4項, 第6項, 第9項	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
	地方公務員法第53条第6項に規定されている次に掲げる場合に該当したときは、60日を超えない範囲内で職員団体の登録の効力を停止し、又は職員団体の登録を取り消すことができる。 (1) 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき。 (2) 登録を受けた職員団体について地方公務員法第56条第2項から第4項までの規定に適合しない事実があったとき。 (3) 登録を受けた職員団体が地方公務員法第56条第9項の規定による届出をしなかったとき。				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	聴聞又は弁明の機会の付与	登録の場合は、聴聞効力の停止の場合は、弁明の機会の付与			
備考					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4128002	処分名	職員団体規約の認証の取消し		
区分	不利益処分・法令	処分権者	公平委員会		
担当部署	部 総務部	課	公平委員会		
根拠規定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律			第8条第1項	
基準規定	①	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律		第8条第1項, 第5条	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
	別紙『処分基準』による				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	聴聞				
備考					